

平成30年3月

太田市外三町広域清掃組合議会定例会

会 議 録

太田市外三町広域清掃組合

平成30年3月太田市外三町広域清掃組合議会定例会会議録

平成30年 3月23日（金曜日）

1. 出席議員

1番	岩崎喜久雄	議員	2番	星野一広	議員
3番	大川敬道	議員	4番	石川忠宏	議員
5番	矢部伸幸	議員	6番	町田正行	議員
7番	瀬山登	議員	9番	中尾大助	議員
10番	森昌彦	議員	11番	青木満	議員
12番	襟川仁志	議員			

2. 欠席議員

8番 坂井孝次 議員

3. 説明のために出席した者

管理者	清水聖義	副管理者	村山俊明
副管理者	金子正一	副管理者	高橋純一
会計管理者	金谷修一		
局長	高柳篤	副局長	長谷川幸浩

4. 事務局出席者

議会議務局長	石川秀之	課長補佐	田島幸一
課長	白石昌巳	主任	岡部智康
係長代理	大澤浩隆		
主任	武内一也		

議 事 日 程（第1号）

平成30年 3月23日 午後3時45分 開議

太田市外三町広域清掃組合議会議長 町田 正行

会議に付した事件及び順序

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議案第 1号 平成29年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算（第2号）について
- 第 4 議案第 2号 平成30年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算について
- 第 5 議案第 3号 太田市外三町広域清掃組合職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 4号 太田市外三町広域清掃組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 5号 太田市外三町広域清掃組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 6号 太田市外三町広域清掃組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

◎開 会

午後 3 時 4 5 分開会

○議長（町田正行） これより、平成 30 年 3 月太田市外三町広域清掃組合議会定例会を開会致します。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ、これを延長致します。

◎開 議

○議長（町田正行） これより本日の会議を開きます。

◎日程の報告

○議長（町田正行） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますのでご了承願います。

◎会 期 の 決 定

○議長（町田正行） 始めに日程第 1、会期の決定を議題と致します。今、定例会の会期は、本日 1 日と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」）の声

○議長（町田正行） ご異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日と決定致しました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（町田正行） 次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第 61 条の規定により、議長において 1 番、岩崎喜久雄議員、2 番、星野一広議員を指名致します。

◎議 案 上 程

「議案第 1 号 平成 29 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算（第 2 号）について」

○議長（町田正行） 次に日程第3、議案第1号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（町田正行） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（高柳局長挙手）

○議長（町田正行） 高柳局長。

○組合局長（高柳篤） 議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 平成29年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

別冊になります平成29年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算書及び補正予算に関する説明書をご覧いただきたいと思います。

ご提案致します補正予算は事務管理経費等について補正をお願いするものでございます。

それでは1ページ目をお開き願います。第1条につきましては、歳入歳出それぞれ330万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3千589万6千円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

それでは4ページをお開き願います。歳入につきましてご説明申し上げます。

4款1項1目1節繰入金につきましては、財政調整基金からの取り崩し額でございしますが、1千万円を減額し、収入見込額を3千万円とするものでございます。

次に6款1項1目諸収入雑入。670万円の増額につきましては、1節資源化物売払収入として鉄やアルミ等の売払い単価の上昇により675万円の増額。同2節再生品売払収入は、再生品の販売商品数が少なかったことから7万円の減額。3節雑入につきましては、地方公務員災害補償基金確定負担金還付額等により2万円を増額するものでございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。5ページから7ページをお開き願います。歳出でございしますが、2款1項1目19節負担金、補助及び交付金につきましては4千円を減額し、27節公課費の公用車重量税が不足したため、4千円を増額するものでございます。次に3款1項1目衛生費13節委託料につきましては、不燃残渣処分業務委託に伴う入札差金として330万円減額するものでございます。

以上、議案第1号につきましてご説明申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町田正行） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（町田正行） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（町田正行） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（町田正行） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（町田正行） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（町田正行） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第2号 平成30年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算について」

○議長（町田正行） 次に日程第4、議案第2号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（町田正行） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

(高柳局長挙手)

○議長（町田正行） 高柳局長。

○組合局長（高柳篤） 議案第2号 平成30年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

別冊になります平成30年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算書及び予算に関する説明書をご覧いただきたいと思っております。

1 ページ目をお開き願います。第1条につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億2千658万7千円とするものでございます。

第2条の地方債につきましては、地方債の目的、限度額、方法、利率及び償還の方法について定めたものでございます。

第3条の一時借入金につきましては、借入金の最高額を15億円と定めるものでございます。

それでは歳入歳出予算の内容につきましてご説明申し上げます。5ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

始めに歳入でございますが、1款1項1目市町村負担金合計13億8千875万2千円につきましては、各構成市町からの負担金でございます。内訳と致しましては、太田市9億8千410万4千円、千代田町8千478万6千円、大泉町1億9千408万円、邑楽町1億2千578万2千円をそれぞれお願いするものでございます。

次に2款1項1目リサイクルプラザ使用料につきましては、研修室等の使用料でございまして、存目計上とするものでございます。

同じく2項1目衛生手数料2千万7千円につきましては、リサイクルプラザに搬入される不燃ごみ、粗大ごみ等の廃棄物処理手数料でございます。

3款1項1目衛生費国庫補助金2億5千26万8千円につきましては、新たなごみ処理施設整備事業に伴う循環型社会形成推進交付金となっております。

4款1項1目繰入金4千万円につきましては、財政調整基金から繰入することにより、構成市町の負担金の軽減を図るためのものでございます。

5款1項1目繰越金100万円につきましては、前年度繰越金でございます。

6款1項1目雑入合計7千775万9千円につきましては、1節、鉄やアルミ等の資源化物売払収入として7千762万7千円、2節、自転車や家具等の再生品売払収入10万4千円、3節、雑入2万8千円でございます。

7款1項1目事業債8億4千880万円につきましては、一般廃棄物処理事業債の限度額としたものでございます。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。6ページから8ページをご覧いた

だきたいと思います。

1 款 1 項 1 目議会費合計 2 5 万 6 千円につきましては、議員報酬、報償費、旅費、交際費、事務用消耗品等の需用費を計上したものでございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費合計 1 億 1 千 4 6 万 7 千円につきましては、委員報酬、職員の人件費、消耗品や光熱水費等の需用費、損害保険等の役務費、再生品補修業務委託費等の委託料及び備品購入費等を計上したものでございます。

3 款 1 項清掃費合計 2 3 億 5 千 5 9 8 万 4 千円でございますが、1 目清掃事業費は、作業用車両の点検整備費等の需用費、リサイクルプラザ運転管理業務等を始めとしたごみ処理に係る各種業務委託料及びスプレー缶圧縮処理装置等の賃借料等でございます。

同じく 2 目ごみ処理施設整備計画支援事業費 1 千 4 7 4 万 2 千円につきましては、新たなごみ焼却施設建設に係る環境アセス事後調査委託料でございます。

同じく 3 目ごみ処理施設整備事業費につきましては、設計・施工監理業務委託料として 2 千 9 6 4 万 6 千円を計上し、(仮称)太田市外三町広域一般廃棄物処理施設建設工事請負費として 1 8 億 3 0 6 万円をそれぞれ計上するものでございます。

4 款 1 項公債費、合計 1 億 5 千 8 8 8 万円につきましては、リサイクルプラザ建設時の地方債元金償還金及び利子並びに新炉建設に伴う一時借入金利子となっております。

5 款 1 項 1 目予備費につきましては、1 0 0 万円を計上したものでございます。

なお、9 ページ以降には、給与費明細書、継続費についての支出額の見込み額等に係る調書、債務負担行為及び地方債に関する調書を添付致しましたので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、議案第 2 号につきましてご説明申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町田正行） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」) の声

○議長（町田正行） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（町田正行） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(町田正行) 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長(町田正行) これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長(町田正行) 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第3号 太田市外三町広域清掃組合職員の修学部分休業に関する条例の制定について」

○議長(町田正行) 次に日程第5、議案第3号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長(町田正行) 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

(高柳局長挙手)

○議長(町田正行) 高柳局長。

○組合局長(高柳篤) 議案第3号 太田市外三町広域清掃組合職員の修学部分休業に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の2ページをご覧くださいと思います。

本案は、地方公務員法第26条の2の規定に基づき、公務に支障がない限り、1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲で、部分的に当組合職員が、大学その他の教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる条例の制定を行うものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第3号につきましてご説明申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町田正行） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（町田正行） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（町田正行） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（町田正行） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（町田正行） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（町田正行） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第4号 太田市外三町広域清掃組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」

○議長（町田正行） 次に日程第6、議案第4号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（町田正行） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

(高柳局長挙手)

○議長(町田正行) 高柳局長。

○組合局長(高柳篤) 議案第4号 太田市外三町広域清掃組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

本案は、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、公務に支障がない限り、1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲で部分的に加齢に伴う諸事情への対応に伴う休業時間を取ることで、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる条例の制定を行うものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第4号につきましてご説明申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(町田正行) これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長(町田正行) 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論(終局)

○議長(町田正行) これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(町田正行) 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長(町田正行) これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(町田正行) 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案上程

「議案第5号 太田市外三町広域清掃組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」

○議長（町田正行） 次に日程第7、議案第5号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（町田正行） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（高柳局長挙手）

○議長（町田正行） 高柳局長。

○組合局長（高柳篤） 議案第5号 太田市外三町広域清掃組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の4ページをご覧くださいと思います。

本案は、地方公務員法第26条の5の規定に基づき、職員としての期間が2年以上である職員が、公務に支障がない限り、かつ公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定める期間（2年あるいは3年）大学課程の履修や国際貢献活動などを認める休業制度であり、職員は、自己啓発等休業を開始した時、就いていた職又は自己啓発等休業の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しないことができる条例の制定を行うものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第5号についてご説明申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町田正行） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（町田正行） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（町田正行） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（町田正行） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（町田正行） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（町田正行） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第6号 太田市外三町広域清掃組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」

○議長（町田正行） 次に日程第8、議案第6号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（町田正行） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（高柳局長挙手）

○議長（町田正行） 高柳局長。

○組合局長（高柳篤） 議案第6号 太田市外三町広域清掃組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、地方公務員法第26条の6に基づき、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度であり、任命権者は職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、勤

務成績その他の事情を考慮した上で、3年を超えない範囲で承認することができる条例の制定を行うものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第6号についてご説明申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町田正行） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（町田正行） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（町田正行） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（町田正行） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（町田正行） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（町田正行） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（町田正行） 以上をもちまして、今、定例会の議事全てを終了致しましたので、これをもって閉会と致します。大変ありがとうございました。

午後4時5分閉会

地方自治法第123条第2項及び太田市外三町広域清掃組合議会会議規則
第61条の規定により、ここに署名する。

太田市外三町広域清掃組合議会議長

町 田 正 行

太田市外三町広域清掃組合議会議員

岩 崎 喜久雄

太田市外三町広域清掃組合議会議員

星 野 一 広